

「中部道路啓開計画」の策定に向けて ～ 中部道路啓開計画協議会を開催します ～

令和6年1月に発生した能登半島地震等を踏まえ、道路啓開の実効性を向上するため、今般改正（令和7年4月16日施行）した道路法（昭和27年法律第180号）第22条の3に基づく「道路啓開計画」の策定に向けて、下記のとおり「中部道路啓開計画協議会」を開催します。

記

1. 日時：令和7年8月26日（火） 15時00分～
2. 会場：名古屋合同庁舎第2号館3F共用中会議室
Web併用による会議を開催
3. 議題： ①中部道路啓開計画協議会 規約（案）について
②道路法改正による道路啓開の新たな枠組みについて（概要）
③今後の進め方

4. 取材について

- 「Microsoft Forms」より報道機関名、氏名等を登録してください。

（登録先）<https://forms.office.com/r/j19R6inV5V>

（締め切り）令和7年8月25日（月）12時00分

※報道機関による取材およびカメラ撮りについては、冒頭から挨拶までとさせていただきます。

※議事概要等は、後日中部地方整備局HPに掲載します。



発表記者クラブ

中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 道路部 道路管理課

道路管理課 道路防災調整官 大熊 健史（おおくま たけし）

道路管理課 課長補佐 伊藤 康浩（いとう やすひろ）

電話：052-953-8176（直通）